

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月にA会社（以下「会社」という。）に入社し、経理業務に従事していたところ、平成○年○月○日上司から注意を受けたことにより、帰宅途中に吐き気、めまい等の症状が出現したことから、同月○日、Bクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、上司からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）により精神障害を発病したとして監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由により発病したものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害について、C医師は意見書において、主治医の意見書等を踏まえ、平成○年○月○月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F3気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べており、当審査会も請求人の症状経過等に照らし、同医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき、本件について検討する。

(3) 請求人は、業務による心理的負荷を受けた出来事として、①平成○年○月○日、Dからの言葉の攻撃によって、心身ともに限界に達し休職を余儀なくされたこと（以下「平成○年○月の出来事」という。）、②平成○年○月○日、Dから別室に呼ばれ、2時間30分にわたって軟禁状態の中で勤務態度等について叱責・詰問された（以下「平成○年○月の出来事」という。）ことなどである旨の主張をしていることから、これらの点について検討する。

(4) まず、「平成○年○月の出来事」について検討する。

Dは、聴取において、要旨、「退社予定のEに対して、請求人がきつく言っていたので、最初は請求人にやめるよう目配せしていたが、それでも請求人はきつく言っていたので、あまりきつく言わなくてもいいですよと言ったところ、請求人は『きつく言っていない』と嫌な顔をしながら言い返してきた。その後は、特に口論するわけでもなく、請求人はいつもどおりに仕事を行い、帰宅した。また、Fのことについては、時期は忘れたが、仕事中に雑談でFの人の

言葉はきつく聞こえるから、注意しようよと言ったことがある。」と申述している。

また、同僚のGは、当日の状況について、聴取において、要旨、「請求人がEにきつい口調で話していると、Dが請求人に『Fの方言かもしれないけど、言い方がきついですよ』と言っていたが、そのやり取りは、そんなに長い時間ではなかったと思う。その後、請求人と昼食をとったが特別なことはなく、帰りもいつもと変わっていなかった。」と申述している。

以上の申述内容を踏まえると、業務遂行中において、請求人とDとの間で同僚のEのことにに関してトラブルがあったと推認されるところであり、当該出来事は認定基準の具体的出来事のうち、「上司とのトラブルがあった」に該当すると考えられる。なお、Dの発言は、請求人が同僚のEに厳しく言っていたことを諭したものと解され、業務指導の範囲を超えて厳しく叱責されたとは認められないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」が妥当と判断する。

また、請求人は、DからFの方言について差別的な発言をされた旨主張をしているが、Gの申述内容からは、Dに請求人の人格や人間性を否定するなどの発言があったとは認められず、請求人の主張は採用し難い。

(5) 次に、「平成〇年〇月の出来事」について検討する。

認定基準によると、業務による心理的負荷の評価に当たっては、精神障害発病前おおむね6か月の間（以下「評価期間」という。）における出来事を対象として心理的負荷の強度を評価するものである。請求人の主張する平成〇年〇月の出来事は評価期間前の出来事であり、心理的負荷の評価を要しないものであるが、請求人の主張を踏まえ、念のため検討する。

請求人は、平成〇年〇月の出来事について聴取等において、要旨、「仕事終了後、Dに小部屋に呼ばれ、入った途端にDから『あなたの態度は何なの』などと言われ、これは脅かしかと思った。軟禁された上、人格否定等の発言を延々とされた。」と申述している。

一方、Dは、聴取において、要旨、「この日、請求人の態度がおかしかったので、別室で、何か考えていることがあるか否かを聞いた時、突然、請求人が泣き出して、私のことを勘違いしていたと謝っていた。その後、請求人の夫の近況について話し合い、請求人は喜んでいたし、翌日も夫に私（D）と良い話

ができたと伝え、喜んでいたことを記憶している。」と申述している。

また、Gは、「請求人からは、当日の話の内容としてDが入社以降のことを話したほか、請求人の夫の病気のことなどについても、とても良い雰囲気話せたと聞いた。」と申述している。

以上の申述を踏まえると、請求人とDの申述内容には相違があり、事実関係は不明であると言わざるを得ず、また、主張内容を裏付ける客観的な資料等の提出もないことから、業務による出来事として評価することはできないものと判断する。

(6) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、したがって、請求人が発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。